

( 参 考 )

## 国有林野管理審議会関係法令

1	農林水産省組織令【抜粋】(平成12年6月7日政令第253号) .....	1
2	国有林野管理審議会令(昭和39年7月1日政令第221号) .....	1
3	国有林野管理審議会について【抜粋】(昭和39年7月24日 39林野政第1644号) .....	2
4	国有林野管理審議会運営要領【中部森林管理局】 .....	6
5	国有財産法【抜粋】(昭和23年6月30日 法律第73号) .....	7
5	会計法【抜粋】(昭和22年3月31日 法律第35号) .....	8
6	予算決算及び会計令【抜粋】(昭和22年4月30日 勅令第165号) .....	8
7	国有林野処分の実施方針について(平成3年10月31日 3林野業二第174号) .....	9

## ●農林水産省組織令【抜粋】

(平成12年6月7日 政令第253号)

〔最終改正〕平成27年4月30日政令第227号

(国有林野管理審議会)

第百十九条 森林管理局に、国有林野管理審議会を置く。

2 国有林野管理審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 森林管理局長の諮問に応じて国有林野の管理及び処分に関する事項を調査審議すること。

二 前号に規定する事項に関し森林管理局長に意見を述べること。

3 前項に定めるもののほか、国有林野管理審議会に関し必要な事項については、国有林野管理審議会令（昭和三十九年政令第二百二十一号）の定めるところによる。

## ●国有林野管理審議会令

(昭和39年7月1日政令第221号)

〔最終改正〕平成25年3月27日政令第84号

内閣は、農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）第六十九条の三第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

(組織)

第一条 国有林野管理審議会（以下「審議会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者及び関係行政機関又は地方公共団体の職員のうちから、森林管理局長が任命する。

第三条 学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、森林管理局計画保全部において処理する。

(雑則)

第六条 この政令に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

## ○国有林野管理審議会について【抜粋】

〔昭和39年7月24日 39林野政第1644号〕  
林野庁長官より各営林局長あて

〔最終改正〕平成25年3月5日 24林国管第133号

今般、「国有林野管理審議会について」（昭和39年7月24日付け39林野政第1644号林野庁長官通知）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、了知の上、委員の選任については適切に対処されたい。

### 記

#### 第1 設置の趣旨

最近における農林業の動向に対応して農業構造の改善等のための国有林野の活用の円滑化を図るほか、国有林野の管理及び処分の適性化に資するため、さきに森林管理局ごとに国有林野管理協議会（以下「協議会」という。）を発足させたが、昨年国有林野の活用に関する中央森林審議会の答申並びに国有林野の管理及び処分に関する行政管理庁の勧告の趣旨もあり、このさいこれを法制化し、森林管理局の附属機関として国有林野管理審議会（以下「審議会」という。）を設置し、森林管理局長の諮問に応じ国有林野の管理及び処分について調査審議せしめるとともに、これに関し必要な事項を建議せしめることとしたものである。

#### 第2 林政審議会との関係

##### 1 林政審議会との関係について

林業基本法に規定する林政審議会は、林業基本法の規定によりその権限に属せしめられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ林業基本法の施行に関する重要事項を調査審議する機関である。

これに対し、審議会は、森林管理局長の諮問に応じ、森林管理局に所属する国有林野の管理及び処分の方針並びに具体的案件について調査審議するとともに、これに関し森林管理局長に意を述べることを目的とする機関であるので、林政審議会とは、その性格、調査審議する事項等が異なるものである。

##### 2 都道府県森林審議会との関係について

都道府県森林審議会は、森林法に基づいて都道府県ごとに設置され、森林法又は他の法令の規定によりその権限に属せしめられた事項について都道府県知事の諮問に応じて答申し、又は関係行政庁に建議する都道府県の機関である。これに対し、審議会は、農林水産省組織令（平成12年政令第253号）に基づいて、森林管理局ごとに設置され、森林管理局に所属する国有林野の管理及び処分について森林管理局長の諮問に応じて答申し又は森林管理局長に意見を述べる国の機関であるので、都道府県森林審議会とは直接の関係は有しないものである。

##### 3 国有財産地方審議会との関係について

審議会は、森林管理局長の諮問に応じ、国有林野の管理及び処分について調査審議し、並びにこれに関し森林管理局長に意見を述べることを目的とする森林管理局の附属機関であり、国有財産地方審議会は、国有財産一般の管理及び処分に関する財務局長の諮問機関であって、組織上は別個の機関であるが、財務局長は必要と認めるときは、国有林野の管

理及び処分に関しても、国有財産地方審議会に諮問することができることになっている。

しかしながら、審議会設置の趣旨と行政事務能率化との見地から、大蔵省管財局長との間に別紙3のとおり覚書を交わし同一の条件についていたずらに重複して調査審議することがないように措置されている。

すなわち、審議会の議を経た国有林野の貸付け（貸付け以外の方法により使用又は収益をさせるときを含む。以下同じ。）、売払等について国有財産法第12条又は14条の規定に基づき、財務局等に対して、協議（内協議を含む。以下同じ。）がなされたときは、財務局長は、その協議に応じられない場合を除き、重ねて国有財産審議会に諮問しない旨の了解がなされていることから、今後も従前どおり事務を取り扱われたい。

なお大蔵大臣の諮問機関である国有財産中央審議会は中央省庁等改革に伴い廃止されたが、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項を調査審議する権限は財政制度等審議会に引き継がれることとなっている。

### 第3 委員及び臨時委員

#### 1 委員について

##### (1) 選任基準について

委員の選任に当たっては、国有林野の管理及び処分について広く各界の公正妥当な意見を聞くことができるよう特に慎重に行うものとし、おおむね次に掲げる事項を参考として任命するものとする。この場合における委員の構成については、学識経験者が過半数を占めるように配慮するものとする。

##### ア 関係行政機関の職員

(ア) 関係行政機関の職員については次のとおりとする。

- a 財務局長
- b 地方農政局長
- c 経済産業局長
- d 地方整備局長
- e 北海道開発局長（北海道森林管理局に限る。）

(イ) 森林管理局の管轄区域の一部を管轄する同種の行政機関が2以上ある場合には、財務局、経済産業局及び地方整備局にあっては最寄の財務局長、経済産業局長及び地方整備局長とし、地方農政局にあっては最寄の地方農政局長とするが、必要と認める場合にはその関係農政局長のうちから選任することができるものとする。

##### イ 地方公共団体の職員

地方公共団体の職員については、おおむね5人以内の範囲において次のとおりとする。

(ア) 森林管理局の所在地を行政区域とする都道府県の知事、国有林野との関係が深い都道府県の知事等管内の都道府県知事の代表

(イ) 市長会会長、町村長会会長等管内の市町村長の代表

##### ウ 学識経験のある者

学識経験のある者については、次のとおりとする。

(ア) 管内の都道府県農業会議、都道府県農業協同組合中央会、都道府県森林組合連合会等の農林業団体の代表者等農林業関係者

(イ) 管内の大学教授等学界関係者

(ウ) 管内の代表的な新聞、放送等言論界関係者

(エ) 管内の株式会社日本政策金融公庫、農林中央金庫、日本銀行の支店長等の金

融界関係者、管内の商工会議所連合会、経営者団体の代表者等産業界関係者、  
国立及び公立の試験研究機関の関係者、その他の学識経験のある者

(2) 手当の額等について

ア 身分について

委員は国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第2項に規定する一般職に  
属する国家公務員である。

イ 手当の額の基準

委員の手当の額については、別に定める給与準則によるものとする。

2 臨時委員について

(1) 設置について

臨時委員は、案件の複雑さ、特殊性等を考慮し、特に必要と認める場合に限り、当  
該案件のみを調査審議するために、おおむね5人以内の範囲で置くことは支障ないが、  
その設置については、特に慎重を期するものとする。

なお、審議の案件が委員である財務局長又は農政局長それぞれの管轄区域以外の区  
域に係る事案である場合には、当該案件に係る区域を管理する財務局長又は農政局  
長それぞれを臨時委員として選任すること。

(2) 手当の額等について

臨時委員の手当の額等については、委員の手当の額等（第3の1の(2)）に準ず  
るものとする。

第4 諮問事項等

1 諮問事項について

諮問事項は次のとおりとする。

(1) 森林管理局に所属する国有林野の管理及び処分に関する方針

(2) 国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号。以下「法」という。）第3  
条第1項の規定による国有林野の活用のうち農業構造の改善又は林業構造の改善に係  
るもので、活用しようとする国有林野の面積が10ヘクタール以上のもの

(3) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律246号）第6条の2第1項の公衆  
の保健の用に供するための計画案

(4) (3) 以外の用途に供する国有林野の管理及び処分であって、次に掲げるものに関  
する事項

ア 売払いの場合にあつては、見込売払価格（法律の規定により減額するときは減額  
する前の価格）が一般競争契約又は指名競争契約によろうとするときはおおむね1  
億円以上のもの、随意契約によるときはおおむね5,000万円以上のもの。ただし、  
公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸し付けた国有林野を同一の用途に供  
するため当該借受人に売り払う場合を除く。

イ 交換の場合にあつては面積が1ヘクタール以上のもの。

ウ 新規貸付けの場合にあつては、見込貸付料（法律の規定により減額するときは減  
額前の貸付料）の年額（貸付期間が1年未満のときは、総額とする。）が、おおむ  
ね、200万円以上のもの。

(5) (1) から (4) までのほか、国有林野の管理又は処分があつて森林管理局長が必  
要と認める事項

2 諮問の時期

(1) 1の(2)に係る案件については、当該国有林野の状況、都道府県知事等の関係者  
の意見その他活用適地の選定に必要な事項が明らかになり、森林管理局長が適地選定

- についての態度を決定しようとするとき（農林水産大臣に例外の承認申請を必要とする場合は、その申請をしようとするとき。）。
- (2) 1の(3)に係る案件については、当該国有林野の状況、都道府県知事等の関係者の意見その他活用適地の選定に必要な事項が明らかになり、森林管理局長が適地選定についての態度を決定しようとするとき（農林水産大臣に例外の承認申請を必要とする場合は、その申請をしようとするとき。）。
- (3) 1の(4)及び(5)に係る案件については、管理又は処分を行おうとする国有林野の状況、相手方の利用計画その他必要な事項が明らかになり、森林管理局長が管理又は処分について態度を決定しようとするとき。

## 第5 運営要領

審議会の運営要領模範例を別紙4のとおり定めたので、おおむねこれを参考として、各森林管理局において速やかに審議会の運営要領を作成し、これに基づいて運営されたい。

なお、森林管理局において審議会の運営要領を作成したときは速やかに林野庁長官あてに、その写しを添えて報告されたい。

# 中部森林管理局国有林野管理審議会運営要領

(昭和39年12月7日局長通達)

(会長)

第1条 会長は学識経験者のうちから選ぶものとし、出席委員の過半数をもって決めるものとする。

(審議会の運営)

第2条 会長は、必要に応じ審議会を開催するものとする。

2 会長は開催にあたり、あらかじめ委員及び臨時委員に意見を聴く案件の内容（当該国有林野の所在、面積、現況、活用等の方法及び相手方の利用計画その他必要な事項）を文書をもって通知するものとする。

第3条 審議会は委員及び臨時委員の3分の1以上が出席しなければこれを開催することができないものとする。

第4条 審議会の議決は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決め、可否同数のときは会長これを決めるものとする。

第5条 審議会の案件につき、直接の利害関係を有する委員は、当該案件について議決権を有しないものとする。

この場合における「直接利害関係を有する者」とは、当該活用等の相手方、農業構造改善事業等における計画樹立者たる市町村長等をいう。

第6条 学識経験者については、代理の出席を認めないものとする。

第7条 関係行政機関の職員及び地方公共団体の職員のほか、会長が特に必要と認めて承認した者でなければ、審議会に出席し、又はこれを傍聴することができない。

第8条 会長は、審議会の議事録を作成し、計画部において縦覧に供するものとする。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、審議会の円滑な運営を図るため必要がある場合には、同項の議事録のほか、議事要旨を作成し、同項の議事録に代えて縦覧に供する事ができる。

3 配付資料は、原則として議事録と併せ公開するものとする。

第9条 会長は、審議事項を議決したときは、この経過を明かにした文書に署名押印し、森林管理局長に答申するものとする。

(事務局)

第10条 審議会の事務を処理するため森林管理局に事務局をおく。

2 事務局長並びに事務局員は会長が指名する。

(その他)

第11条 審議会は、この要領に定めるもののほか運営上必要な事項を定めることができるものとする。

附 則 この要領は、昭和39年12月7日から適用するものとする。

附 則 この要領は、昭和54年12月18日から適用するものとする。

附 則 この要領は、昭和60年12月4日から適用するものとする。

附 則 この要領は、平成8年9月13日から適用するものとする。

附 則 この要領は、平成11年3月1日から適用するものとする。

## ●国有財産法【抜粋】

(昭和23年6月30日 法律第73号)  
〔最終改正〕平成24年6月27日法律第42号

### 第三節 普通財産

(処分等)

第二十条 普通財産は、第二十一条から第三十一条までの規定により貸し付け、管理を委託し、交換し、売り払い、譲与し、信託し、又は私権を設定することができる。

2 普通財産は、法律で特別の定めをした場合に限り、出資の目的とすることができる。

(用途指定の売払い等)

第二十九条 普通財産の売払い又は譲与をする場合は、当該財産を所管する各省各庁の長は、その買受人又は譲与を受けた者に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。ただし、政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

第三十条 前条の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産の売払い又は譲与をした場合において、指定された期日を経過してもなおその用途に供せず、又はその用途に供した後指定された期間内にその用途を廃止したときは、当該財産を所管した各省各庁の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、損害の賠償を求めるときは、各省各庁の長は、その額について財務大臣に協議しなければならない。

(売払代金等の納付)

第三十一条 普通財産の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡前に納付させなければならない。ただし、当該財産の譲渡を受けた者が公共団体又は教育若しくは社会事業を営む団体である場合において、各省各庁の長は、その代金又は差金を一時に支払うことが困難であると認めるときは、確実な担保を徴し、利息を付し、五年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項ただし書の規定により延納の特約をしようとする場合において、普通財産の譲渡を受けた者が地方公共団体であるときは、担保を徴しないことができる。

3 第一項ただし書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各庁の長は、延納期限、担保及び利率について、財務大臣に協議しなければならない。

4 第一項ただし書の規定により延納の特約をした場合において、当該財産の譲渡を受けた者のする管理が適当でないとき認めるときは、各省各庁の長は、直ちにその特約を解除しなければならない。



## ●会計法【抜粋】

(昭和22年3月31日 法律第35号)

[最終改正] 平成18年6月7日法律第53号

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
- 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
- 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
- 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

## ●予算決算及び会計令【抜粋】

(昭和22年4月30日 勅令第165号)

[最終改正] 平成27年7月1日政令第263号

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二十一 公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い、貸し付け又は信託するとき。

## ○国有林野処分の実施方針について

〔平成3年10月31日 3林野業二第174号〕  
林野庁長官より各営業（支）局長あて

〔最終改正〕平成25年3月5日 24林国管第133号

国有林野事業は、我が国森林面積の約3割、国土面積の約2割を占める国有林の管理経営を行っていることから、社会的要請に沿って国土の有効利用に適切に対応していく責務がある。

このため、国有林野事業の使命を達成するために必要な林野・土地については、国民共通の財産としての確にその維持を図っていく一方、他の利用に供することが可能であり、かつ、そのことが今後とも我が国経済社会の健全な発展にとって妥当なものについては、これを推進していく必要がある。

一方、国有林野事業の使命を今後とも十全に発揮していくためには、累積債務の処理等を適切に行い、経営の健全性を確立することが不可欠であり、現下の国有林野事業の財務事情の下では、林野・土地等の資産処分を推進していく必要がある。

このため、本年6月24日に林政審議会において別紙「国有林野等資産処分の実施方針」を御審議いただき了承を得たところであるので、今後の林野・土地の処分は本方針により行われたく、通知する。

### 別紙

#### 国有林野処分の実施方針

#### 第1 基本的考え方

- 1 今後における国有林野の処分に当たっては、①社会的要請に沿った国土の有効利用、地域振興等の観点に立ち、我が国経済社会において果たすべき国有林野事業の役割を踏まえ、②国土の保全、自然環境の保全等にも十分配慮しつつ、個々の国有林野のおかれている自然的、社会・経済的、行政的諸条件に応じた適正な土地利用の推進に資するものとする。

この場合、基本的には、国有林野の管理経営上必要なものとそれ以外のものに仕分けした上で、処分することが妥当なものについては、地元地域及び国有林野の管理経営との調整を図りつつ処分を進めていくものとする。

- 2 国有林野は、国民共通の貴重な財産であることに鑑み、極力、公用・公共用の用に供することにより有効利用を図るとの観点から、公用・公共用の用途を他に優先して処分することとする。

#### 第2 処分の対象資産

##### 1 林野

森林及び原野（以下「林野」という。）については、今後の国有林野の管理経営上将来にわたり必要な林野については、原則として堅持するが、これら以外の林野については、国土の有効利用等の観点に立ち、その土地が所在する地域の自然的、社会・経済的、行政的諸条件に応じた適正な土地利用の推進に資するよう処分を行うものとする。

##### (1) 原則堅持林野

次の各号に掲げる林野（以下「原則堅持林野」という。）については、原則として処分の対象としないものとする。

ア 国土の保全、水源の涵養又は良好な自然環境の保全形成上必要な林野

(ア) 住宅地、商業地、工業地、農業用地等の保全等山地災害防止機能の高い林野及び水資源確保上重要な林野

具体的には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、防風保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、航行目標保安林及び水源かん養保安林並びに砂防法（明治30年法律第29号）に基づく砂防指定地

(イ) 地域の自然・文化的シンボルとして保存すべき自然環境等の維持に必要な林野及び生態系の維持等を図るべき林野

具体的には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく自然公園特別地域、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域特別地区、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく鳥獣保護地区特別保護地区、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく史跡名勝天然記念物指定地に所在する森林及び原野並びに森林法に基づく風致保安林、保健保安林及び魚つき保安林

(ウ) 上記（ア）及び（イ）に準ずる国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全等のため必要な林野

イ 重要な林産物の持続的供給のため必要な林野

(ア) 木材を安定的、継続的に生産することが可能な面積的まとまりを有する相当程度の生産力を期待できる林野

(イ) 木曾ヒノキ、秋田スギ、青森ヒバ、優良広葉樹等の銘柄材を安定的、継続的に生産することが可能な面積的まとまりを有する林野

(ウ) 林業技術の確立のため必要な試験地、林業技術PRのための展示林等、林業技術開発等のために必要な林野

ウ 国民の保健及び休養の場を提供する林野のうち、広域的・多目的な森林空間の総合利用等の対象として国自らが対策を講ずることが必要な林野

自然休養林及び自然休養林以外のレクリエーションの森等で森林空間の総合利用のために必要な林野

(2) 処分対象林野

上記(1)以外の林野については、国有林野の所在地域の地域開発、農林業をはじめとした地元産業の振興、地元住民の福祉の向上等地域振興に寄与するため必要な場合に、処分の対象とすることができるものとする。

(3) 処分の特例

ア 公用・公共用等

ダム用地、高速道路、一般国道等の道路用地、水道施設用地等の公用・公共用等の用途に供するものについては、原則堅持林野であっても、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、特例的に処分の対象とすることができるものとする。

なお、地方公共団体等から公用・公共用等として買受け要望があった場合には、事前に利用計画、事業計画の提示を受け、当該利用用途と国有林野の管理経営との調整を図るものとする。

イ 森林の有する公益的機能の維増進等

保安林、自然公園特別地域、レクリエーションの森等の指定地となっている林野については、地方公共団体等が事業主体として取得し、当該林野が従来から果たしている役割、機能を引き続き発揮できる場合等一定の要件を満たすものについて、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、特例的に処分の対象とすることができるものとする。

## 2 付属地及び貸付地

苗畑、貯木場等の付属地については、不要となったもの及び余剰地について逐次処分を進めるものとする。

貸付地については、処分することによって国有林野の管理経営上支障をきたすものを除き、積極的に処分を行うものとする。

## 第3 処分の推進

### 1 条件整備の促進等

庁舎、宿舍敷等の土地について、今後の国有林野の管理経営上必要のないものについては、遅滞なくその用途を廃止するものとする。

また、処分予定財産及び国有財産法（昭和23年法律第73号）第8条第1項の規定により財務大臣へ引き継がれる土地（用途を廃止した場合を含む。）の物件確定調査等の条件整備に努めるものとする。

### 2 地方公共団体等との連携

国有林野の処分に当たっては、公用・公共用の用途を優先することを基本方針としていることから、地方公共団体や公的機関等との緊密な連携を図り、公用・公共用等としての処分の促進に努めるものとする。

### 3 地域における土地利用計画等との調整

国有林野の処分は、その林野及び当該林野が所在する地域の自然的、社会・経済的、行政的諸条件に応じた適正な土地利用の推進に資するとの観点から行うこととしていることから、当該地域の要望等も踏まえ、当該林野の所在する地域の土地利用計画等との調整を十分に図るものとする。

### 4 情報の公開

国有林野は、国民共通の貴重な財産であるとの基本認識に立ち、処分予定財産に関する情報は前広に国民一般に公開するものとする。

また、需要者等からこれらの情報について情報提供の要請があれば、適時、的確に対応するよう努めるものとする。

このため、林野庁、各森林管理局、森林管理署又は支署に情報公開のための窓口を設置する等適切な措置を講ずるものとする。

## 第4 処分の実施

### 1 適正な処分の実施

国有林野の処分の実施に当たっては、国有財産法、会計法（昭和22年法律第35号）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）等関係法令に従い適正に行うとともに、財務省所管一般会計所属普通財産の取扱いに準じて処理するものとし、具体的な事務処理については、「国有林野処分事務処理要領」（平成3年12月27日付け3林野業二第226号林野庁長官通達）によるものとする。

### 2 売払い優先順位

国有林野の売払いに当たっては、地方公共団体や公的機関等から公用・公共用等の用途としての買受け申し込みがあった場合を最優先し、これらの者から買受け希望がない場合には、他の随意契約適格者に売り払う。なお、随意契約適格者に対し買受け要望の打診を行うに当たっては、売払いの円滑化を図るため、あらかじめ期限を設定するものとする。

上記のいずれの者からも買受け希望がない場合には、地価対策にも配慮しつつ、一般競争入札により売り払うものとする。

### 3 開発行為を伴う用途への売払い

林地の開発行為を伴う用途への売払いに当たっては、「開発行為を伴う国有林野事業の実施上の取扱いについて」（昭和49年10月31日付け49林野計第483号林野庁長官通達）に基づき、事前に適正な審査を行うものとする。

#### 4 売払い財産に対する用途指定

国有林野の売払いに当たっては、原則として相手方に当該財産の用途、指定用途に供しなければならない期日及び指定用途に供しなければならない期間を定めるものとする。

具体的な処理手続等は、「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」（昭和41年7月19日付け41林野政第1419号林野庁長官通達）によるものとする。

#### 第5 国有林野管理審議会への諮問等

国有林野は、国民共通の貴重な財産であることに鑑み、これらの処分の実施に当たっては、その適正を期するため、原則として国有林野管理審議会の意見を聴くものとする。

諮問事項等具体的な取扱いについては、「国有林野管理審議会について」（昭和39年7月24日付け39林野政第1644号林野庁長官通達）によるものとする。

#### 第6 処分実績の公表

国有林野は、国民共通の貴重な財産であることに鑑み、毎年度の処分の実績については、国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況により公表するものとする。